

京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年7月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第27号

京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

第1条各号列記以外の部分中「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「(以下「父でない母の配偶者」という。)」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 生計を一にする父のある児童で、父の配偶者である者(精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者を除く。)で母でないものと生計を一にするもの

第2条第3号中「母」を「生計を一にする母のある児童で、母」に改め、「父」を「父」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 生計を一にする父のある児童で、父の配偶者であった者(精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者を除く。)で母でないものに扶養されている児童

第2条の次に次の1条を加える。

(条例第2条第1項第2号ウに規定する別に定める者)

第2条の2 条例第2条第1項第2号ウに規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)をした男子であって現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの

(2) 配偶者の生死が明らかでない男子

(3) 配偶者から遺棄されている男子

- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子
- (6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子
- (7) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの

第6条各号列記以外の部分中「母子家庭等医療費受給者証交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書」に改め、「の各号」を削る。

第8条中「母子家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書」を「ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書」に改める。

第9条第1項中「母子家庭等医療費受給者証再交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書」に改める。

第12条第1項中「母子家庭等医療費支給申請書」を「ひとり親家庭等医療費支給申請書」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「母子家庭等医療費受給者異動届」を「ひとり親家庭等医療費受給者異動届」に改める。

第14条中「母子家庭等医療費第三者加害届」を「ひとり親家庭等医療費第三者加害届」に改める。

別表1の項中「6,216,000」を「2,360,000」に改め、同表2の項中「6,465,000」を「2,740,000」に改め、同表3の項中「6,465,000円」を「2,740,000円」に、「213,000円」を「380,000円」に改める。

第1号様式注以外の部分中「母子家庭等医療費受給者証交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書」に、「母又は」を「母、父又は」に、「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」に改め、「女子」の右に「又は男子」を、「よらない母」の右に「又は父」を加え、

「

継続療養	受給者				継続療養証明書の記号及び番号		を
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	継続療養証明書発行機関	名称	所在地	保険者番号 電 話	

」

削り、同様式注2中「及び継続療養の欄」を削り、同注4中「母」の右に「、父」を加える。

第2号様式(表面)中「母」を「親」に改め、同様式(裏面)注意事項1, 2及び7中「母子家庭等医療費」を「ひとり親家庭等医療費」に改める。

第3号様式注及び備考以外の部分中「母子家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書」を「ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書」に、「京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則」に、「母又は」を「母、父又は」に改める。

第4号様式注以外の部分中「母子家庭等医療費受給者証再交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書」に、「京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則」に改める。

第5号様式注以外の部分中「母子家庭等医療費支給申請書」を「ひとり親家庭等医療費支給申請書」に、「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」に改める。

第6号様式注以外の部分中「母子家庭等医療費受給者異動届」を「ひとり親家庭等医療費受給者異動届」に、「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療

費支給条例」に、「母又は」を「母、父又は」に、「

母又は児童の扶養者
-----------

」を「

母、父又は児童の扶養者
-------------

」に、

「母又は児童の扶養者が母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子でなくなった」を「母、父又は児童の扶養者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした」に、「母又は児童の扶養者が受給者である児童を扶養しなくなった」を「受給者である児童について、母若しくは父との生計関係又は児童の扶養者との扶養関係に変動があった」に改める。

第7号様式注以外の部分中「母子家庭等医療費第三者加害届」を「ひとり親家庭等医療費第三者加害届」に、「京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用すること

ができる。

(関係規則の一部改正)

3 京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号及び第6号様式注以外の部分中「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」に改める。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)